

令和7年度医療従事者の負担軽減及び処遇改善に関する取組事項

当院では医療従事者の負担軽減及び処遇改善のため、下記の項目について取組みを行っています。

医 師

医師の業務の軽減及び処遇改善について

- ・勤務計画上、週1回以上当直を行わない勤務体制に実施
- ・勤務計画上、月1回以上日直を行わない勤務体制に実施
- ・前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保(勤務間インターバル)
- ・常勤医師の負担軽減の為非常勤医師を派遣依頼している。
- ・病棟における重複投与・併用禁忌のチェック、持参薬鑑別処方提案は薬剤師が行っている。
- ・病棟における点滴ライン確保は看護師で行っている。

看護職員

1. 業務量の調整

時間外労働が発生しないような業務量の調整

2. 看護職員と多職種との業務分担

- ・薬剤師 ・管理栄養士 ・リハビリスタッフ ・臨床検査技師 ・診療放射線技師
- ・ソーシャルワーカー ・事務

3. 看護補助者の配置

- ・専門性を必要とする業務に専念出来るよう看護補助者を配置
- ・外国人介護職員の導入
- ・夜間帯の配置、充足を図る。

4. 多様な勤務形態の導入

- ・パート職員の採用、勤務日、時間の調整

5. 妊娠・子育て中・介護中の看護職員に対する配慮

- ・夜勤の免除 ・土曜、休日、祝日勤務の配慮

6. 夜勤負担の軽減

- ・シフト間隔の確保 ・月の夜勤回数上限設定
- ・勤務後の暦日の休日の確保
- ・夜勤従事者の増員

7. 病棟業務の負担軽減

物品ディスプレイ 清拭タオル、おしぼりタオル、吸引瓶等

8. 電子カルテ更新に伴うペーパーレス化への取り組み

医療従事者の負担軽減及び処遇改善

薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師の採用

介護員外国人採用 障害者雇用

医療DX推進 DX労務管理業務改善

有休休暇取得促進 特別休暇(季節休暇:年3日)の支給

ケアシステム業務委託(エラン)

ワークライフバランスの推進

妊娠、育児、介護に関する配慮(育児・介護休暇の取得促進、育パパ制度の促進)

令和7年4月1日

吉野川病院